

身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体拘束は、患者さんの自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものです。

当院では、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急・やむを得ない場合を除き身体拘束をしない診療・看護の提供に努めます。

◎身体的拘束最小化のために実施している取組

①身体拘束最小化に向けた日常ケア

- (1) 患者主体の尊厳あるケアに努める。
- (2) 言葉や対応等で、患者の精神的な自由を妨げないように努める。
- (3) 患者の思いを汲み取り、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- (4) 患者の安全を確保する観点から、患者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行わない。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、医師、看護師、他関係者で検討する。
- (5) 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら身体拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。

②緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合

本人又は他の患者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、医師、看護師他、関係者で十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の三つの要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行う。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての看護記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力する。

◎身体的拘束の実施状況について(2026年2月から2026年4月)

当院の直近3か月間の身体的拘束の実施状況は3.3%でした。(地域包括ケア病棟では2.5%)患者様の尊厳ある入院生活を守るべく、当院では拘束者の早期解除を図りカンファレンス等を開催し、拘束率0%を目指してまいります。

済生会横浜若草病院 院長 佐藤 博信